

2021年1月20日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 御中

特定非営利活動法人 日本ウイグル協会
会長 于田ケリム様

三菱電機株式会社
総務部

ウイグル人強制労働問題に対する取組みに関するフォローアップ調査（回答）

昨年お問い合わせいただきました当社のサプライヤーに対する人権デューデリジェンスの取り組みや今後の対策についてのご質問に関し、下記の通りご回答致します。

記

1. ウイグル人の強制労働の報道を受けて、貴社の製品に関するサプライチェーン全体とウイグル人の強制労働に関係性の有無について、更なる実態調査を実施しましたか。
→実施した場合、具体的な方法・内容及びその結果についてご回答ください。
→実施していない場合、今後の実施予定の有無についてご回答ください。

前回ご報告の通り、豪州のシンクタンク(Australian Strategic Policy Institute: ASPI)の調査内容を受け、当社のすべての資材取引実績を確認したところ、対象のサプライヤーとの直接取引はないことは確認しております。そのため更なる調査は実施しておりません。尚、当社ではサプライヤーの選定における人権デューデリジェンスとして、お取引先様の責任者による「当社グループ CSR 調達ガイドライン（以下本ガイドライン）の同意確認書」へのサインと、本ガイドラインに沿った活動が出来ているか定期的な調査を1次サプライヤーに対し実施しております。本ガイドラインでは1次サプライヤーにおいて、2次サプライヤー以降に対しても本ガイドラインに記載している取組みを要請し、実施状況を確認するよう求めております。
また、当社のオフィシャルサイトの当社グループ苦情対応窓口にて、苦情や通報を受け付けております。2次サプライヤー以降についても、具体的な情報がございましたら本

窓口にご相談いただくことが可能ですが。ご相談内容に応じ、速やかに事実関係の確認を行います。

■人権の尊重の取組（苦情処理メカニズム）

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/csr/social/humanrights/management/index.html>

※回答欄が足りない場合は別紙にて御回答頂くことが可能です。

2. 上記の報道を受けて、サプライヤーの選定方法や人権デューデリジェンスの実施方法について、対応した点がありますか。

ウイグル人強制労働の報道を受け、昨年10月に全製作所の調達部門に対し、当社のCSR調達指針において強制労働を禁止していることを再確認し、サプライチェーンにおいてウイグル人の強制労働の懸念が無いかどうか注意喚起をしております。

※回答欄が足りない場合は別紙にて御回答頂くことが可能です。

3. 貴社の製品がウイグル人の強制労働によって（一部であれ）製造されていたことが発覚した場合、その製品を中国において、製造・調達することを、国際法・国内法の順守、企業倫理、人道的見地から停止する方針ですか。

万が一、2次サプライヤー以降で強制労働がある事実が確認された場合には、1次サプライヤーに対し是正を申し入れ、是正が確認できない場合は契約書の規定通り、1次サプライヤーとの取引を停止する対応をとります。

強制労働の問題に対して、引き続き全社一丸で取り組んでまいります。

当社のCSR調達ガイドライン及びサプライチェーンマネジメントに向けた取り組みの詳細につきましては、以下公式ウェブサイトよりご高覧賜りますようお願い申し上げます。

三菱電機 「サプライチェーンマネジメント」

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/csr/social/supplychain/index.html>

※回答欄が足りない場合は別紙にて御回答頂くことが可能です。

以上